

四日市市告示第 10 号

所得税及び個人住民税の年少扶養控除及び特定扶養控除上乘せ部分の廃止に伴う福祉サービス等の費用の負担等に係る取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 27 年 1 月 13 日

四日市市長 田 中 俊 行

所得税及び個人住民税の年少扶養控除及び特定扶養控除上乘せ部分の廃止に伴う福祉サービス等の費用の負担等に係る取扱いに関する要綱

所得税及び個人住民税の年少扶養控除及び特定扶養控除上乘せ部分の廃止に伴う福祉サービス等の費用の負担等に係る取扱いに関する要綱（平成 24 年四日市市告示第 319 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の負担等の取扱い)</p> <p>第 1 条 次に掲げる要綱に基づく費用の負担の額又は利用者負担額については、平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下「障害保健福祉部長通知」という。）の規定に基づき、平成 22 年度税制改正前の年少扶養控除及び特定扶養控除上乘せ部分を考慮して決定することとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(費用の負担等の取扱い)</p> <p>第 1 条 次に掲げる要綱に基づく費用の負担の額又は利用者負担額については、平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下「障害保健福祉部長通知」という。）の規定に基づき、平成 22 年度税制改正前の年少扶養控除及び特定扶養控除上乘せ部分を考慮して決定することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>四日市市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成 18 年四日市市告示第 465</u></p>

<u>(2)</u> (略)	<u>号)</u>
<u>(3)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
	<u>(6)</u> (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 7 年 1 月 1 日から適用する。

(健康福祉部障害福祉課)